

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 130,240円

2 賠償の相手方

(1) 所在地 * * * * *

(2) 名称 * * * * *

(3) 代表者の職及び氏名 * * * * *

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和3年5月20日午後4時30分頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井中央二丁目19番5号

(3) 事故の内容 市職員が運転する車両が、事故発生現場においてバックで駐車しようとしたところ、同車両の後部が駐車中の相手方車両の左前部に接触した。

(4) 被害の程度 相手方車両の左前部フェンダー等の損傷

令和3年7月20日

ふじみ野市長 高 畑 博